新潟県災害等支援本部設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新潟県以外の都道府県で大規模災害等（第２条及び第３条に規定するものをいう。）が発生した場合に被災地を支援するために設置する「新潟県災害等支援本部」（以下、「支援本部」という。）及び「新潟県災害等支援連絡室」（以下、「連絡室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

（支援本部の設置及び廃止）

第２条　支援本部は、次のいずれかの場合に知事が設置するものとする。

(1)　新潟県以外の都道府県において震度６弱以上の地震が発生し、支援が必要と認められるとき

(2)　新潟県以外の都道府県において大規模な風水害が発生、又は大規模な事件・事故が発生し、支援が必要と認められるとき

２　知事は、支援本部を存続させる必要が無くなったと認められるときは支援本部を廃止する。

（連絡室の設置及び廃止）

第３条　連絡室は、次のいずれかの場合に危機管理監が設置するものとする。

(1)　新潟県以外の都道府県において震度６弱以上の地震が発生したとき

(2)　新潟県以外の都道府県において大規模な風水害が発生、又は大規模な事件・事故が発生したとき

２　危機管理監は、支援本部が設置されたとき、又は連絡室を存続させる必要が無くなったと認められるときは連絡室を廃止する。

（支援本部の組織）

第４条　支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　支援本部における本部長は副知事を、副本部長は危機管理監をもって充てる。

３　支援本部を構成する本部員は、新潟県地域防災計画に基づく新潟県災害対策本部の構成員として、あらかじめ指定されている者の中から本部長が指名した者とする。

４　本部長は、支援本部の事務を総括する。

５　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

（連絡室の組織）

第５条　連絡室は、室長、副室長及び室員をもって組織する。

２　連絡室における室長は危機管理監を、副室長は防災局長をもって充てる。

３　連絡室を構成する室員は、別紙１に掲げる職にある者をもって充てる。

４　室長は、連絡室の事務を総括する。

５　副室長は、室長を助け室長に事故があるときはその職務を代行する。

（現地連絡調整チーム）

第６条　室長は、防災局職員のうちから現地連絡調整チームを速やかに編成し、被災都道府県へ派遣することができる。

２　現地連絡調整チームの業務は次のとおりとする。

(1)　被災都道府県災害対策本部等との調整
(2)　被害状況の調査
(3)　被災地のニーズ把握
(4)　その他被災地の支援活動に必要な事項
3　支援本部設置後、既に派遣されている現地連絡調整チームは、本部長の指揮に従うものとする。

（支援本部の分掌事務）
第7条　支援本部の分掌事務は、新潟県地域防災計画における災害対策本部に規定する分掌事務に準ずるものとする。

（連絡室の所掌事項）
第8条　連絡室の所掌事項は、次のとおりとする。
(1)　災害情報の収集
(2)　支援本部の設置に関する意見の提出
(3)　災害対策支援活動の準備、調整及び実施
(4)　新潟県から派遣した現地調整連絡チームとの調整
(5)　その他被災地の支援活動に必要な事項

（支援組織の編成及び派遣）
第9条　本部長は、現地連絡調整チームからの報告又は被災都道府県災害対策本部等の要望に沿った支援組織を速やかに編成し派遣するものとする。
2　支援組織の業務については、本部長が別に定める。

（会議）
第10条　支援本部の会議（以下、「支援本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
2　本部長は、必要があると認めたときは、特定の本部員による支援本部会議を開催することができる。
3　本部長は、必要があると認めたときは、支援本部会議の構成員以外の者に対し、支援本部会議へ出席の上、意見等を求めることができる。

（事務局）
第11条　支援本部及び連絡室の事務局は、危機対策課に置く。

（実施細目）
第12条　この要綱に定めるもののほか、支援本部又は連絡室の運営に必要な事項は本部長又は室長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１８年７月１８日から施行する。

附　則
改正後の要綱は、平成２０年７月８日から施行する。

別紙　1

「新潟県災害等支援連絡室」室員名簿

1　広報広聴課長
2　県民生活課長
3　防災企画課長
4　危機対策課長
5　消防課長
6　福祉保健課長
7　医薬国保課長
8　監理課長
9　その他室長が指名した職員